

日向市

浄化槽設置整備事業

補助金交付申請の手引き

上下水道局 下水道課
令和8年度

目 次

(1) 浄化槽設置整備事業補助金の主な概要	2
1 目的	2
2 補助対象について	2
3 補助基準額（令和8年度）	2
4 その他	3
5 浄化槽設置者講習会について	4
(2) 浄化槽設置整備事業補助金の交付申請手続の流れ	5
(3) 浄化槽設置整備事業補助金の交付申請手続	6
1 浄化槽設置の届け出	6
2 補助金交付申請	6
3 設置内容に変更が生じた場合	6
4 内容審査から工事着工まで	8
5 設置工事について	8
6 実績報告	8
7 最終審査から補助金交付まで	9
(4) 浄化槽の維持管理及び注意事項について	10
1 浄化槽の維持管理について	10
2 使用上の注意	11
(5) 補助金の返還等について	11
(6) 浄化槽設置工事の提出写真	12

(1) 浄化槽設置整備事業補助金の主な概要

1 目的

川や海を汚すことを防止するため、お風呂やトイレなど家庭から出る生活排水が浄化できる合併処理浄化槽（以下、浄化槽という）を設置する方に補助金を交付するものです。

2 補助対象について

補助対象条件は、下記のとおりです。交付条件に該当するかどうかについては下水道課までお問い合わせください。

(1) 対象となる浄化槽の機種

10人槽以下の浄化槽であって、小型合併処理浄化槽機能保証制度により保証登録された環境配慮型浄化槽であること。

(2) 対象となる住宅

① 専用住宅（延べ面積の2分の1以上が日常生活の用に供されている家屋）

※店舗兼住宅及び賃貸住宅を含む（賃貸住宅は申請日時点で現に居住があると認められるものに限る）

(3) 補助対象とならない区域

下記の①～③に該当する区域に浄化槽を設置する場合は、補助金の対象となりません。

① 公共下水道の事業計画区域

② 農業集落排水処理施設事業計画区域

③ その他生活排水対策に関する事業計画のある区域

(4) 補助対象とならない方

① 住宅の新築に合わせて浄化槽を設置する方

② 建売住宅販売業者、その他販売を目的として浄化槽を設置する方

③ 浄化槽法（昭和58年法律第43号）（以下「法」という）第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する方

④ 市税を滞納している方

⑤ 日向市暴力団排除条例（平成23年日向市条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団関係者

⑥ 賃貸住宅に現に居住する方が本補助金申請をする場合に、賃貸人（住宅の所有者）から補助対象工事を行うことに承諾を得られない方

3 補助基準額（令和8年度）

令和8年度の補助金の交付限度額は、次のとおりです。

	5人槽	7人槽	10人槽
浄化槽本体及び設置費補助	332,000円	414,000円	548,000円
宅内配管補助金 (単独処理浄化槽・くみ取り便槽 からの転換のみ対象)	330,000円		
撤去費補助金	単独処理浄化槽	くみ取り便槽	
	150,000円	120,000円	
災害に伴う更新又は改築等 (災害対策基本法第2条第1号に規定する 災害による被害が対象)	市長が必要と認めた額		

※災害に伴う更新又は改築等による補助金申請は、個人宅の火災に起因するものは原則対象外です。

4 その他

- ① 日向市浄化槽設置整備補助金交付要綱申請の様式につきましては市ホームページ等で確認してください。
- ② 補助金の申請期間は、年度によって異なりますので、その都度、下水道課までお問い合わせください。
- ③ 交付決定通知前に着工したものに対しては、補助金が交付できませんのでご注意ください。
- ④ この補助金は、国及び県の補助を受けて市が交付するものであるため、国の補助金交付条件により、当該年度の2月末日までに、実績報告書の提出がなければ補助金を交付できません。
- ⑤ 補助金の予算には限りがあります。申請額が予算額に達した時点または、国県補助金の受付が終了した時点で、その年度の受付を終了しますのでご了承ください。
- ⑥ 小型合併処理浄化槽機能保証制度により保証登録された環境配慮型浄化槽については、(一社)浄化槽システム協会ホームページ等で確認してください。
- ⑦ 浄化槽の設置工事は、以下の方の監督の下で行わなければなりません。
 - (ア) 昭和 63 年度以降に法第 42 条第 1 項各号に該当することになった浄化槽設備士
 - (イ) 平成元年 10 月 30 日付け厚生省・建設省告示第 1 号により指定した小規模合併処理浄化槽施行技術特別講習会を終了した者
- ⑧ 実績報告の際に、申請者宛の領収証の写しを必ず提出してください。

○非課税世帯等の理由で完納証明の交付がされない方が申請する場合、「税情報照会承諾書」を別途求めますので下水道課にご相談ください。

5 浄化槽設置者講習会について

浄化槽設置者講習会の日程及び開催時間については以下のとおりです。

①日程

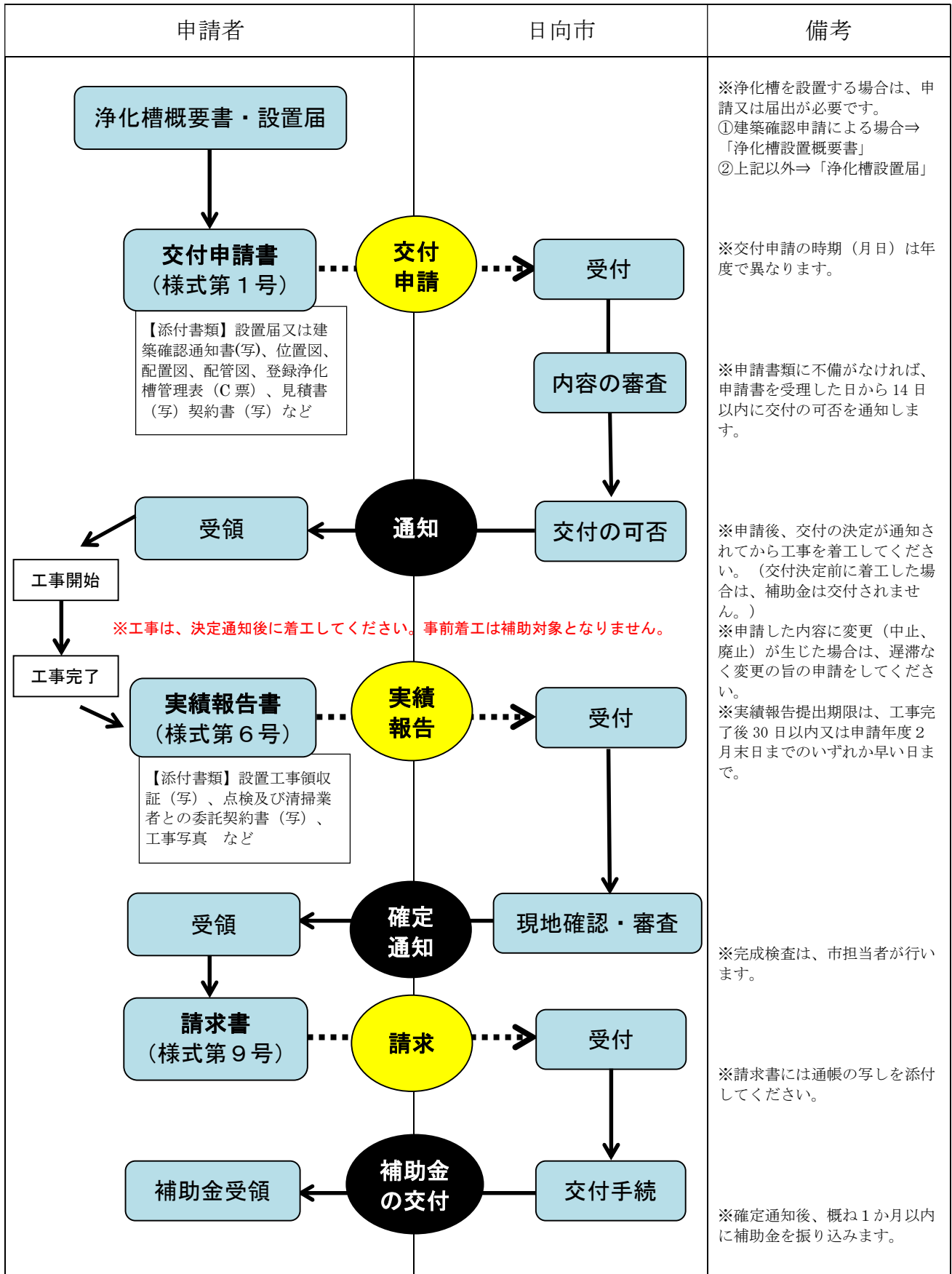
県保健所又は市で配布している講習会案内チラシを参照するほか、県ホームページで確認することができます。

②開催時間 ※対面で開催の場合

受 付	午後 1 時 3 0 分	～	午後 2 時 0 0 分
講習会	午後 2 時 0 0 分	～	午後 2 時 3 0 分

※補助金交付申請書の添付書類として「浄化槽設置者講習会受講済証」が必要です。

(2) 浄化槽設置整備事業補助金の交付申請手続の流れ



(3) 浄化槽設置整備事業補助金の交付申請手続

1 浄化槽設置の届け出

浄化槽を設置する場合は補助金の申請に関わらず、設置場所、設置方法により①. ②. いずれかの申請が必要です。届出にあたっては宮崎県浄化槽指導要領に基づき行ってください。浄化槽設置概要書の様式は日向市役所建築住宅課、浄化槽設置届出書の様式は、宮崎県環境森林部環境森林課や(公財)宮崎県環境科学協会のホームページより取得できます。

申請書等	提出部数 (4部)
①. 建築確認申請による場合 ⇒浄化槽設置概要書	○日向市役所 建築住宅課 1部
②. ①以外の場合 ⇒浄化槽設置届出書	下水道課 1部 ○日向保健所 1部 ※本人控え 1部

2 補助金交付申請

(1) 書類の作成にあたっての留意事項

- ① 補助金の申請者名は、必ず自署してください。
- ② 印鑑を使用する場合は、各様式(申請書、実績報告書、請求書等)で同じものを使用してください。(スタンプ印は不可)

(2) 交付申請について

申請時に下記の書類を1部提出してください。(※郵送等による提出は不可)

申請書は、必ず**工事着工前**までに提出してください。工事着工後の申請は、受け付けられませんのでご注意ください。

○申請書提出窓口 日向市上下水道局下水道課 業務係 (Tel.0982 - 54 - 4175)

(3) 受付期間

令和8年5月7日(木)から予算額に達するまで

※受付期間は、年度によって異なりますので、その都度、下水道課までご確認ください。

(4) 提出上の注意事項

- 申請書類に不足はないか。
- 申請者の住所・氏名が正しく記載してあるか。
- 申請から着工までの期間は、審査・決定通知の期間を考慮し、余裕があるか。
- 工事期間はゆとりを持ったものであるか。
- 申請書や添付書類の日付、工事期間に矛盾はないか。
- 申請書や添付書類の設置場所等の事項が、正しく記載してあるか。

【交付申請に必要な書類】

- ① 浄化槽設置整備補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 浄化槽設置（変更）届出書または建築確認通知書（写）
- ③ 設置場所の位置図（地図）目印となるものがあり、家屋の場所が特定できるもの。
- ④ 配管系統図と延床面積の求積が入った建物平面図
- ⑤ 法第7条に規定する法定検査の申込みをしたことを証する書類
- ⑥ 工事請負契約書（写）
- ⑦ 費目ごとの見積書又は計算書
- ⑧ 国庫補助指針適合登録証
- ⑨ 登録浄化槽管理票（C票）
- ⑩ 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証（市町村用）
- ⑪ 市税の完納証明書※非課税等で完納証明書の取得ができない場合は別途協議
- ⑫ 宮崎県が指定する浄化槽設置者講習会の受講済証、又はWEB講習会受講済みの誓約書
- ⑬ 誓約書（様式第2号）
- ⑭ 浄化槽設備士免状（写）
- ⑮ 既存住宅の単独浄化槽からの転換補助金の場合には、過去1年以内の点検報告書（写）、現状配管平面図及び写真
- ⑯ 既存住宅のくみ取り便槽から転換補助金の場合には、過去1年以内のし尿くみ取り領収書（写）、現状配管平面図及び写真
- ⑰ 賃貸借契約書等の写し（賃貸住宅の場合のみ）
- ⑱ 賃貸人の承諾書（賃貸住宅の借主が補助金の申請を行う場合のみ）
- ⑲ その他市長が必要と認める書類（災害に伴う浄化槽の更新又は改築等による申請の場合は、市が交付する「被災証明書」）

3 設置内容に変更が生じた場合

申請内容を変更する場合には、必ず事前協議の上、変更承認申請書（様式第4号）に、変更内容を示す書類を添付して申請してください。（申請内容の変更申請を着工前に行い、必ず、承認の決定を受けた後に着工してください。）

【変更内容の例】

- ① 浄化槽の機種変更
- ② 申請者の変更
- ③ 補助金額の変更
- ④ 住宅の種類等の変更
- ⑤ 工事を監督する浄化槽設備士等の変更
- ⑥ 浄化槽の設置工事の中止又は廃止
- ⑦ その他変更が必要と認められるもの

4 内容審査から着工まで

(1) 申請書の受付

提出された申請書に不備がないか、受付窓口で確認します。受理後に不備が判明した場合は不受理として再度提出していただく場合があります。

(2) 申請内容の審査

提出書類の内容や設置場所等について審査を行います。

(3) 交付（不交付）通知の送付

内容の審査結果を、14日以内に申請者宛てに通知します。不交付となった場合には、その理由を記載して通知書を送付します。

(4) 着工

申請者に交付決定通知が届いたら工事に着手してください。なお、国の補助金交付条件により決定通知日より前に着工したものは、補助金の対象となりませんのでご注意ください。

5 設置工事について

(1) 工事上の注意点

浄化槽の設置にあたっては、下記の点に注意して工事を行ってください。

- ① 浄化槽設備士が工事を行うか、または実地で監督すること。
- ② チェックリストⅠ（実績報告書添付書類）により設置浄化槽の型式、認定番号、人槽を必ず確認すること。
- ③ 浄化槽設置工事の写真をその都度撮影すること。

※写真の撮り方等は、12ページの「浄化槽設置工事の提出写真」を参考にしてください。

(2) 工事完了後

チェックリストⅡ（実績報告書添付書類）により、施工状況の確認を行ってください。

6 実績報告

実績報告は、下記の書類を**1部**、下水道課窓口提出してください。

工事完了後30日以内または、その年度の2月末日までのいずれか早い日までに提出してください。

【実績報告に必要な書類】

- ① 実績報告書（様式第6号）
※必ず申請時と同じ印鑑を使用してください。
※申請時と住所が異なる場合は住民票を添付してください。
- ② 設置工事に係る領収証（写）（工事内容の分かる明細書）
- ③ 浄化槽保守点検業者及び清掃業者との業務委託契約書（写）
- ④ 着工前、工事の各工程及び完成後の写真
- ⑤ 工事内容に変更が生じる場合は、変更箇所を朱書きした配管図など
- ⑥ 浄化槽設置時及び完成後のチェック表
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

7 最終審査から補助金交付まで

(1) 最終審査

実績報告の内容の確認のため、現地で完成検査を行います。完成検査は、市の担当者が行います。

(2) 補助金の確定通知

最終審査の結果について、浄化槽設置整備補助金交付確定通知書（様式第8号）により申請者に通知します。

(3) 補助金の交付請求

確定通知書を受け取った申請者は、速やかに浄化槽設置整備補助金交付請求書（様式第9号）を下水道課に提出してください。

なお、振込口座に間違いがないかを確認するため、支店名、口座名義人の氏名、フリガナが分かるようにコピーした通帳の写しを添付してください。

(4) 補助金の交付

請求書に記載された指定口座に補助金を振り込みます。事務手続き上、確定通知後から振込までに1か月程度を要します。

(4) 浄化槽の維持管理及び注意事項について

浄化槽設置補助金を受けた方は、当該補助金で設置した浄化槽について、適正に維持管理しなければなりません（日向市浄化槽設置整備補助金交付要綱 14 条）。適正に管理しなければ、浄化槽の機能は発揮されず、周辺の環境に影響を与え、水質汚濁の原因となります。適正な管理をお願いします。

1 浄化槽の維持管理について

(1) 法定検査

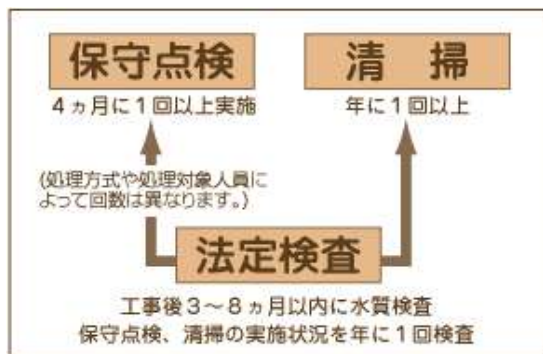
浄化槽の設置や維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが「法定検査」です。法定検査には、使用開始後 3～5 か月以内に行う「設置後等の水質検査」と毎年 1 回行う「定期検査」があります。法定検査は、宮崎県知事が指定した（公財）宮崎県環境科学協会に依頼してください。

(2) 保守点検

「保守点検」では、浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒薬の補充等を行うもので、4 か月に 1 回以上実施します（処理方式や処理人員によって回数は異なります）。保守点検は、浄化槽管理士又は浄化槽管理士のいる専門の登録業者に委託してください。

(3) 清掃

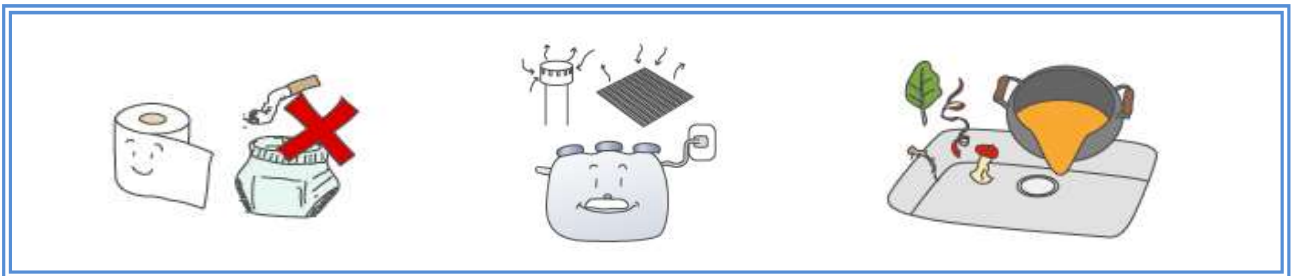
浄化槽には、少しずつ水に溶けない固形物や汚泥が溜まってきます。これをそのままにしておくと、臭いや水質悪化の原因になります。「清掃」は、汚泥の引き抜きや機器類の洗浄などを指し、浄化槽を管理する上で非常に重要な作業となっており、年に 1 回以上の実施が義務付けられています。市の許可業者に委託してください。



2 使用上の注意

浄化槽を使用する際には、以下の点について注意してください。

- ① 便器やタイルの清掃に強力な洗剤などを使わないでください。
- ② トイレトペーパー以外の物は、絶対に流さないようにしましょう。
- ③ 台所から出る固形物や、くずなどはできるだけ収集し、流さないようにしましょう。また、油類は絶対に流さないでください。
- ④ 風呂のかび落とし洗剤や漂白剤を多量に使用すると、浄化槽内で汚水进行处理する微生物が死滅することがありますので、できる限り使用しないでください。
- ⑤ 風呂の排水と、洗濯の排水を同時に流すような、「排水ラッシュ」はなるべく避けてください。
- ⑥ 洗濯に使用する洗剤は、適量を心がけてください。
- ⑦ 送風機（ブロー）の電源は、絶対に切らないでください。
- ⑧ 浄化槽マンホール（蓋）上に物を置かないようにしてください。
- ⑨ 必ず専門の業者に保守点検及び清掃を委託しましょう。
- ⑩ 異常があったらすぐに保守点検業者に連絡してください。
- ⑪ 保守点検・清掃の記録は3年間の保存が義務付けられています。大切に保管しておきましょう。



(5) 補助金の返還等について

補助対象者が、下記に該当する場合は、浄化槽設置補助金の全部もしくは一部を返還させることがあります。（日向市浄化槽設置整備補助金交付要綱 15 条）

- ① 申請等について不正行為があったとき
- ② 浄化槽の維持管理等を怠ったとき
- ③ 要綱、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき

(6) 浄化槽設置工事の提出写真

浄化槽設置完了後に提出する実績報告書には施工写真の添付が必要となりますので、次の要領で撮影してください。標識（黒板）は、内容が写真で読めるように鮮明に撮影し、印刷してください。合わせて、写真帳余白等に工事内容を記載してください。

写真1 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真（1～2枚程度）

- ① 浄化槽の設置場所。
- ② 浄化槽設備士は正面を向く。
- ③ 標識看板を掲げる。
- ④ 背景に工事を行う場所の周辺状況（地面・家屋等）

とともに写す。

- ⑤ 標識板の内容が写真で確認できること。

【標識版】※縦35cm、横40cm以上

浄化槽工事業者登録票	
氏名又は名称	
代表者の氏名	
登録番号	知事（登）第 号
登録年月日	
浄化槽設備士の氏名	

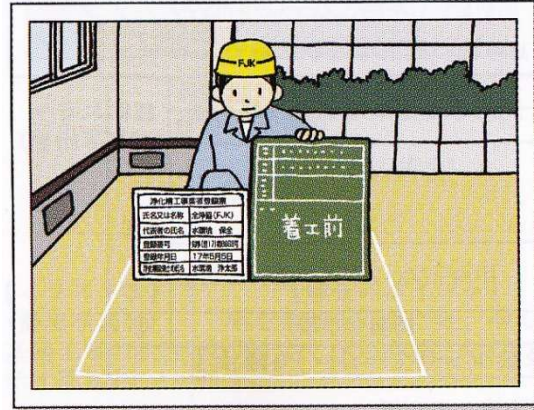


写真2 掘削状況（床付けの完了状況を示す写真）（1枚～数枚程度）

工事場所、日時、工程を示した標識とともにピッチが分かるスケールなどの機材も写す。



写真3 基礎工事の状況を示す写真（栗石又は砕石作業）（2枚～数枚程度）

栗石または砕石地業で、ランマ等機器を用い、転圧の作業を行っているところを写す。

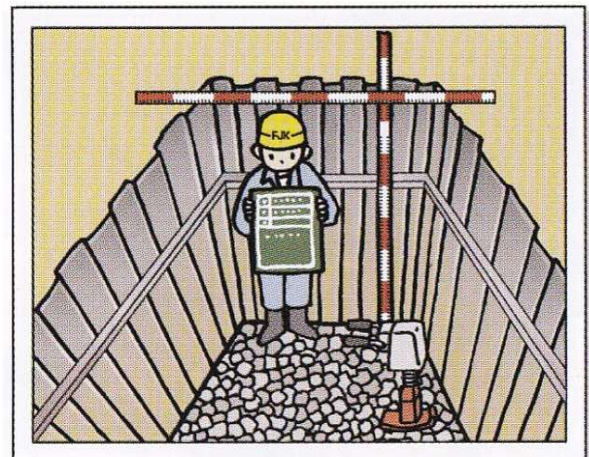


写真4 基礎工事の状況を示す写真（基礎工事の配筋）（2枚～数枚程度）

型枠及び配筋の状態がわかるもの、ピッチがわかるスケールとともに写す。

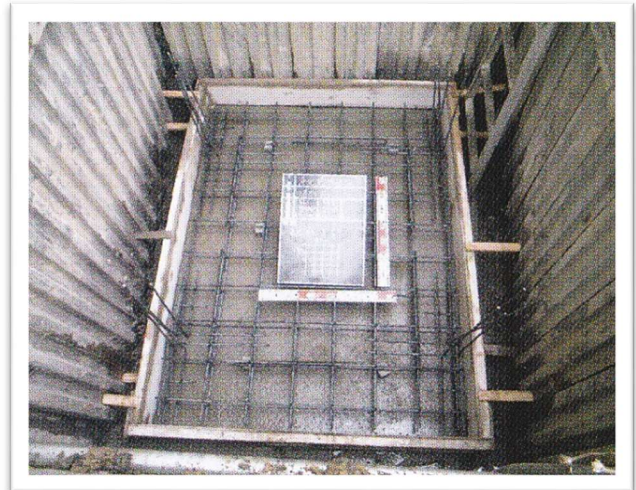


写真5 基礎工事の状況を示す写真（基礎底板コンクリート）（2枚～数枚程度）

コンクリート養生後、浄化槽設備士が上に乗り、コンクリート厚のわかるスケールとともに写す。

【黒板】浄化槽設備士 顔写真



写真6 浄化槽本体及び浄化槽搬入状況を示す写真（2枚～数枚程度）

現場での浄化槽本体の搬入状況、及び本体に明記されているメーカー・型式・人槽が判読できる写真を写す。



写真7 据付工事の状況を示す写真（5枚～数枚程度）

水張りを行い、本体の水平を確認しつつ埋戻しの作業を行っていることがわかる写真を残す。

そのためには、以下の道具等が写っていることが必要です。

- ア. 本体の水平を確認するための水平器
- イ. 埋戻しの高さを示すスケール
- ウ. 水張り及び水締めを用いるホース
- エ. 突き固めの器具（突き棒、ランマー等）
及び埋戻しに用いる土砂（本体を傷つける恐れのある石等が入っていない土砂）

また、配管系統図との整合性の確認ができる配管の写真を状況に合わせて写す。

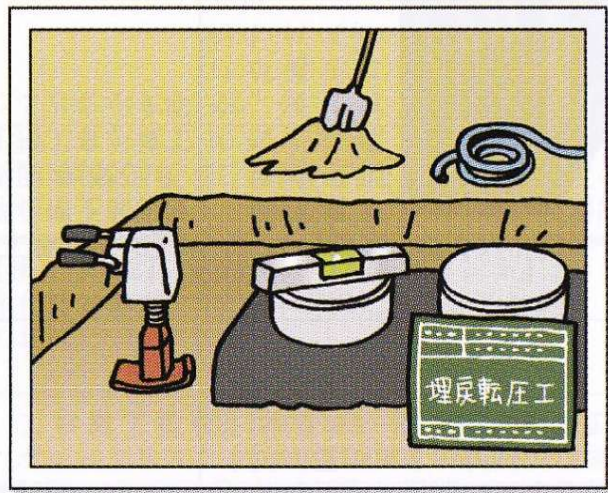


写真8 上部スラブコンクリートの配筋状況を示す写真（1枚～数枚程度）

配筋の状態がわかるもの。ピッチがわかるスケールとともに写す。

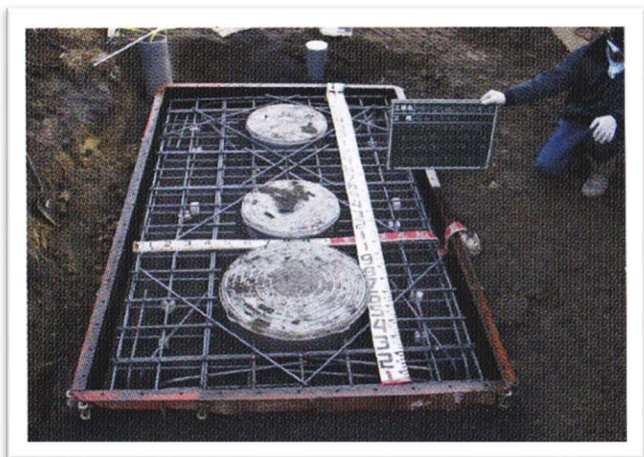


写真9 上部スラブコンクリート打設の状況を示す写真（1枚～数枚程度）

コンクリート養生後、スケールを当て、スラブの厚さが確認できること。



写真 10 かさ上げの状況を示す写真（1枚～数枚程度）

マンホール蓋の高さから、バルブ等の操作が可能であるかがわかる写真を残す。そのためには、バルブの上端からマンホールの蓋までの距離がわかるように、スケールをあてた写真を残す。

※かさ上げの高さが 30cm 以下であることが分かるようにする。

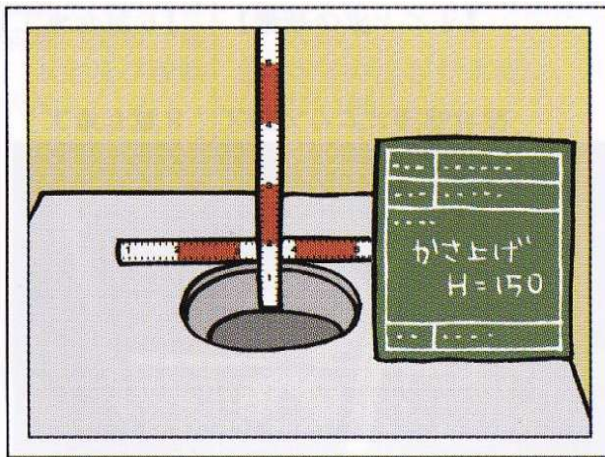


写真 11 ブロワー設置状況を示す写真（1枚～数枚程度）

ブロワー、屋外用コンセント、アース工事及び送気管とブロワーの接続状況が分かること。

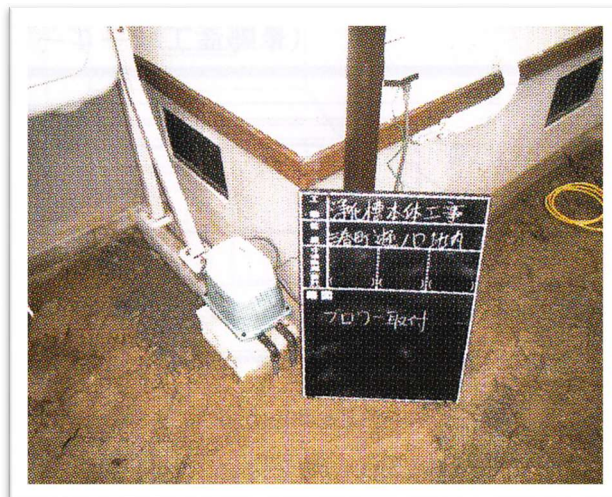


写真 12 浄化槽工事が竣工したことを示す写真（2枚～数枚程度）

浄化槽の上部及び周囲の状況から、残土の処分や工事の後片付け等、工事が終了していること。また、現場において、工事の竣工確認を行った浄化槽設備士が写っていること。

家屋と浄化槽の位置関係がわかる写真。

【黒板】※浄化槽設備士 顔写真



写真 13 放流先及びその周辺の写真（1枚～数枚程度）

側溝などの放流先の状況が分かるようにすること。



その他

※撤去費補助の交付申請をしている場合

→単独浄化槽またはくみ取り便槽の撤去をしたことが客観的にわかる資料（産業廃棄物として処理した写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等）を添付すること。

※黒板等の内容が写真で確認できない場合

→写真を貼り付けた余白などに、記載されている内容を記入する。

※ポンプ設備設置工事（必要な場合のみ）

→ポンプ本体、ポンプの設置状況が分かるもの。